

ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト第13回本邦研修 (効率的な紛争解決—新しい契約類型と裁判外紛争解決手続)

国際協力部教官
岩井具之

第1 研修の日程やテーマ等

1 日程及び研修員

平成30年(2018年)7月1日から同月14日まで(移動日を含む。)の日程で、ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト(フェーズⅡ)の活動の一環として第13回本邦研修(以下「本研修」という。)を実施した(日程の詳細は、別添日程表参照。)。

本研修は、プロジェクトのカウンターパート機関である連邦最高裁判所から7名、連邦法務長官府から7名に加え、連邦議会から上院、下院の議員それぞれ1名が参加し、合計16名で実施した(研修員の氏名や所属は、別添研修員名簿参照)。

2 本研修の背景及び目的

(1) 我が国は、ミャンマー連邦共和国に対して、平成25年(2013年)11月からJICA法制度整備支援プロジェクトを開始し、これまで、同国における法の支配及び民主主義の確立や、持続的な経済成長に資する投資環境整備を目的として、経済関連分野を中心とした法制度整備支援、既存の法制度の実務・運用改善支援、制度の担い手である法・司法セクターの人材育成支援等を行ってきており、法務省もこの活動に全面的に協力している。

平成29年(2017年)9月、両国間で同プロジェクトのフェーズⅡ移行合意がなされ、平成30年(2018年)6月から「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト(フェーズⅡ)」(英名: The Project for Capacity Development of Legal, Judicial and Relevant Sectors in Myanmar (Phase2))として始動した。

フェーズⅡの内容については、ミャンマー派遣中の野瀬憲範専門家による本号の別記事に委ね、本稿では、本研修にクローズアップして紹介する。

(2) ミャンマー本邦研修の準備段階でテーマを検討する場面では、これまで現地プロジェクトの長期派遣専門家が中心となり、カウンターパート機関の長期的計画等に基づく現地のニーズを捉え、プロジェクト活動との関係や見込まれる効果を考えながら、当部のミャンマー担当教官や研修主体であるJICA等と協議して決定し、当部が中心となって準備を行っており、これまで、知的財産、民事調停、会社法制、倒産法制、証拠法、公的契約、法律家人材育成など非常に幅広い分野で実施してきた。

本研修でも、ミャンマー連邦最高裁及び連邦法務長官府のストラテジックプラン¹などの現地のニーズを踏まえつつ、法制度整備支援プロジェクトにおいてフェーズⅡでも継続される活動の中から、公的契約審査部門の能力向上活動や民事調停制度導入に向けた活動に関連づけ、「効率的な紛争解決」(Efficient Dispute Resolutions)というテーマで実施することとなった。

このテーマは、「新しい契約類型の活用による紛争の未然防止」と「裁判外紛争解決手続（ADR）の活用による紛争解決の効率化」という2つの小テーマを包含する概念として設定したものである。

(3) ここに言う小テーマのうちの「新しい契約類型」とは、ミャンマーの法律家にとって、まだあまり馴染みがない契約類型を意味し、リース契約や所有権留保などの担保的機能を有する非典型契約や、ジョイントベンチャー、M&A等の企業組織に関するもの、さらに、国際仲裁や国際管轄合意をはじめとする国際的な契約の基本的な事項からプロジェクトファイナンスといった大型の資金調達に関するものまで幅広いテーマを扱った。

これらのテーマを扱った直接的な背景には、法・司法制度プロジェクトのカウンターパート機関である連邦法務長官府には、公的契約を審査する部門があり、その部門の実務能力向上をJICAプロジェクトの活動の1つとしているためである。本研修において、その部門を現に担当している職員はもちろん、将来的に担当することになる者、そのような人材を教育する立場の職員らにとって、新しい契約類型を幅広く集中的に学ぶことが組織全体の能力向上を生み出し、業務の効率性を上げるという効果を期待したものである。

それに加え、連邦最高裁判所にとっても、主に民事訴訟を担当する裁判官や裁判官の研修・指導に携わる裁判官の能力向上につながるものといえ、裁判所組織全体にとって大きな効果が期待できる。

さらに、連邦議会議員にとっても、プロジェクトファイナンスなどの資金調達手段や、国際的な契約についての知識は、今後の政策形成や実行場面で意味をもつものとなりえることから、立法府にも政策形成面での法律感覚や国際感覚という効果が期待できるといえる。

(4) また、本研修の小テーマの2つめは、裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolutions）の活用による紛争解決の効率化であるが、これは、現在、ミャンマーにおいて、JICAプロジェクトが支援している連邦最高裁判所の民事調停法制に関連して設定したテーマである。

具体的には、日本における民事・家事調停の実務、民間ADRの現状などの裁判外紛争解決手続を概観する講義のほか、ADRを積極的に利用することとなった司法制度改革にも焦点を当てた講義、見学、討議を行い、紛争解決の様々な形につい

¹ “Judicial Strategic Plan (2018-2022)” ミャンマー連邦最高裁判所ウェブサイト
<http://www.unionsupremecourt.gov.mm/> にもPDF版が掲載されている。

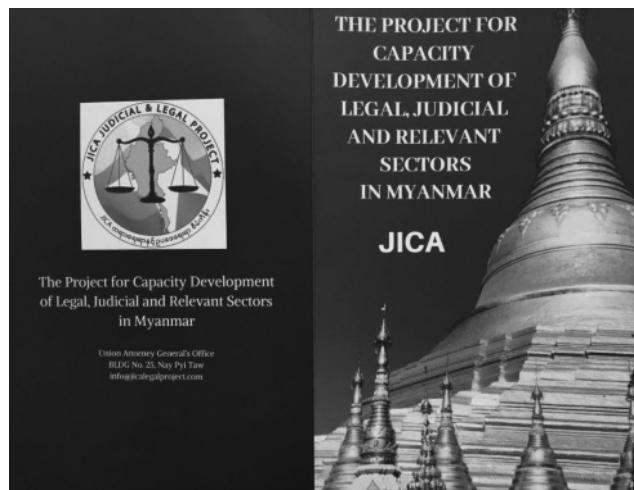
て日本の知見を提供することとした。

これらの研修は、民事調停に関する法令や裁判所規則の起草を担当する連邦最高裁職員を直接的なターゲットとするものであり、プロジェクト活動に直接的な関係がある。

しかし、研修員には、連邦法務長官府職員や連邦議会議員など、当該業務に直接的には関わらない者もいることから、裁判所主導型の民事調停制度のみならず、話し合いによる紛争解決手段を裁判所の関与の有無を問わず幅広く概観するほか、日本が司法制度改革を経て、ADRを重視してきた歴史的背景を知ってもらうこととした。

このように民事調停制度といった狭い分野に限ることなく、ADRやその背後の司法制度改革にまで広げて研修を行うことで、連邦法務長官府職員や連邦議会議員にも調停制度の意義に対する理解が得られるほか、日本に対する理解も得られるという効果も期待したものである。

(5) 以上のことから、今回は、「効率的な紛争解決」をメインテーマとし、小テーマに「新しい契約類型の活用による紛争の未然防止」と「裁判外紛争解決手続（ADR）の活用による紛争解決の効率化」という2つのテーマを設定して2週間の日程で実施した。



【JICA法・司法制度整備支援プロジェクトのパンフレット】

第2 研修の概要

本研修で行った講義、見学、討議について概要を紹介する。なお、日程の詳細については別添の日程表を参照されたい。

1 日本の司法制度及び法曹資格に関する講義

本邦研修では、ほぼ毎回、研修序盤に、当部教官が日本の司法制度に関するレクチャーや意見交換を実施している。

これは、もちろん日本側と相手国側で相互に法制度を理解するためであるが、特に

ミャンマーの研修員に対しては、司法試験や司法修習制度に関することも含めた内容を説明するようにしている。

なぜなら、ミャンマーでは、日本のような統一的な司法試験制度はなく、弁護士資格を得る要件が、検察官（法務官ともいう）とも裁判官（司法官ともいう）と全く異なっている上、弁護士になるための資格試験がなく、大学の法学部を卒業して法学士の学位を取得した後、一定の弁護士の下でのインターンシップを受けることによって、一定回数の法廷での立会経験を経れば、無試験で弁護士資格が得られる制度になっているためである。

なお、ミャンマーの法曹三者の組織や資格に関する詳細は、ICD NEWS 52号（2012年9月号）6頁掲載の「ミャンマー現地調査報告～ミャンマー法曹界の実情～」國井弘樹国際協力部教官（当時。現・在ミャンマー日本国大使館一等書記官）をご参照いただきたい。

ミャンマーでは、このように弁護士資格が無試験で得られるため、日本の司法制度に疎い研修員たちは、日本の弁護士に対しても、ミャンマーと同様の資格制度だと思い込んでいることが多い。

その誤解を解いておくため、日本の弁護士、裁判官、検察官は、法曹三者として、いずれも同一の国家試験（司法試験）を通過し、同一プログラムの司法修習を経て、同一の司法修習生考試にも合格しなければならないことを説明しておく必要があるのである。

その他にも、ミャンマーの本邦研修においては、裁判所が最高裁判所を頂点とする一元的な系列の組織であり、この系列から外れる特別裁判所の設置は認められないこと、法務省が最高裁判所とは全く別の組織であること、弁護士が加入を強制される弁護士会などの国家機関からも監督や処分されない独立性を有しており、弁護士の自治権が保障されていることなどは、あえて説明する必要が高いように思われる。

また、刑事手続に関しても、日本の検察官が捜査権限を有していることは、ミャンマーの法務官が訴追権限しか有していないことと異なる上、令状なしに逮捕できる場面や犯罪類型が異なるなど、大きな違いを有するため時間をかけて説明する必要の大きい分野といえる。

このように、本邦研修では短時間で相互の法制度の違いを理解する必要があるのだが、そこにばかりに時間をかけていられないのが悩ましいところでもある。

2 新しい契約類型に関する講義（訪問講義を含む）

（1）テーマ設定の背景

本研修において、新しい契約類型をテーマとした理由は前述のとおりであるが、日本の法曹と同様に、裁判官や検察官を含むミャンマーの法曹にとっても、税制や会計制度の知識を前提とするようなファイナンス関連の契約や、国際商事分野で用いられるような契約については、単に法曹資格を得ただけで身に付けられる知識ではない。

特に、近年になって海外からの投資が増加してきたミャンマーにとって、担保の機能を持つ非典型契約や種々の契約を組み合わせた複合的契約のように新しいジャンルの契約について他人に教えられる人材に乏しい反面、これらに対する知識のニーズが高い状況にある。

そこで、本研修では、ミャンマーにおいて特にニーズの高い分野を選択し、国際法務の第一線でご活躍中の弁護士の方々にご協力をいただき、新しい契約類型の仕組み、意義、法的分析、特徴などを説明していただく講義を実施した。

今回の研修で取り上げた契約類型は、リース契約、ジョイントベンチャー、プロジェクトファイナンス、国際準拠法及び仲裁合意、国際的な売買契約・代理店契約・ローン契約、M&Aである。

また、後半のテーマであるADRとも関連するが、グローバル化を目指すミャンマーにとって重要な国際仲裁や国際裁判外紛争解決についても講義を実施した。

(2) リース、ジョイントベンチャー、プロジェクトファイナンスに関する講義

リース契約、ジョイントベンチャー契約については、白石和泰弁護士（TMI総合法律事務所）に、プロジェクトファイナンスについては菊池きよみ弁護士（同事務所）にご講義いただいた。

白石弁護士の講義では、リース契約が単純な賃貸借契約と比較してどのように異なり、どのような担保的効果があるかという視点で講義をいただき、ジョイントベンチャーについては、男女の結婚にたとえながらご説明いただくななど、ミャンマー人研修員にとっても理解しやすい工夫をしていただいたため、研修員からは、活発に詳細な質問がなされていた。

また、菊池弁護士の講義でも、プロジェクトファイナンスという、なかなか難解な内容を、ミャンマーでの発電所建設事例などを挙げながらわかりやすくご説明いただいたおかげで、研修員はその意義や法律関係を理解することができ、ここでも活発な質問がなされていた。



【TMI総合法律事務所での講義の様子】

(3) 国際準拠法・仲裁合意、国際契約の基礎、M&Aに関する講義

国際準拠法・仲裁合意については、湯川雄介弁護士（西村あさひ法律事務所）に、

国際契約の基礎（売買契約・代理店契約・ローン契約）については鈴木健文弁護士（同事務所）に、M&Aについては今泉勇弁護士（同事務所）にご講義いただいた。

国際準拠法や仲裁合意については、どの国の法律を適用するかという実体法の適用以前の問題で、仲裁合意については、裁判所での訴訟係属を認めるか否かという問題でもあり、当事者間の仲裁合意を無視して一方当事者によって提起された訴えの取扱いについては、特に裁判官にとって極めて重要な事項といえる。

また、ミャンマーにおいては、海外資本による投資が活発になりつつあることから、所在国を異にする当事者間において、長時間かけて船舶で商品を輸送するような売買契約や、ミャンマー国内での販売権を与える代理店契約、通貨単位を異にするローン契約なども増加することが見込まれ、このような事例に関する基本的な国際ルールは、ミャンマーのグローバル化にとって重要な事項といえる。

さらに、M&Aについても、ミャンマー新会社法や下位法令の施行を受けて、外国人資本に対する規制緩和によって増大しうることから、極めてニーズの高い分野である。

湯川弁護士、鈴木弁護士、今泉弁護士は、ミャンマーでの経験も豊富である上、同法律事務所ヤンゴン事務所のチー・チャン・ニエイン弁護士のご協力もあって、研修員には非常にわかりやすく、今後の業務にすぐに活かせる内容であったと好評であった。



【西村あさひ法律事務所での講義の様子】

(4) 国際仲裁・国際裁判外紛争解決に関する講義

国際仲裁については、早川吉尚立教大学法学部教授兼弁護士（瓜生・糸賀法律事務所）にご講義をいただき、国際裁判外紛争解決については、法務省訟務局国際裁判支援対策室の高良美紀子局付にご担当いただいた。

早川教授は、国際私法の専門家であると同時に国際仲裁の実務でも非常に豊富なご経験をお持ちであり、国際仲裁の基本的な事項やメリットについて、訴訟の場合と比較しながら、また、わかりやすい事例やユーモアを交えながらご講義をいただいた。

また、高良局付にも、国際仲裁を含む国際裁判外紛争解決について、全般的にご

講義をいただき、研修員からは、ミャンマーにおける国際仲裁のあり方について考えるきっかけとなったなどの感想が述べられた。

日本は、現在、国際仲裁を活性化させ、日本での活用を拡大させる取組を行っており²、本研修において、副次的にその取組を紹介することもできた。



【国際仲裁に関する講義の様子】

3 ADRに関する講義・討議等

(1) 全体の構成

前述のとおり、ミャンマーにおいては、現在、連邦最高裁判所を中心に、民事調停制度の導入に向けた取組がなされており、JICAプロジェクトはその取組を支援している。

そこで、本研修では、日本の民事・家事調停制度の状況について知見を提供するとともに、裁判所の関与しないADR手続についても広く紹介し、調停制度を運用していくまでの参考にしてもらうこととした。

(2) 司法制度改革に関する講義

日本において裁判外紛争解決手続（ADR）の拡充・活性化が国家の方針として明確にされたのは、平成13年（2001年）6月12日付の司法制度改革審議会による意見書であった。

同意見書では、21世紀の我が国社会において司法に期待される役割や、司法制度の姿を描く中で、国民の期待に応える司法制度を構築するための1つの方策として、ADRの拡充・活性化を挙げている。

また、家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実のための調停委員や司法委員、参与員への多様な人材の確保の必要性等も提言している。

ここでは、日本において、裁判機能が紛争解決の中核であることは揺るがないものの、多様なADR制度が整備され、それらが国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選

² https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/index.html 内閣官房ウェブサイト参照

択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべきとされている。

そこで、我が国がADR拡充・活性化に向けて動き始めた背景について、司法制度改革審議会の問題意識や提言の趣旨を慶應義塾大学大学院法務研究科特別招へい教授で元最高裁判事の大谷剛彦氏にご講義いただいた。

日本の民事紛争解決は裁判所における訴訟や調停に一極集中し、裁判所外のADRとしては公害関係紛争の行政型ADR、交通事故紛争の民間型ADRが存在するものの、十分に活用されてこなかったこと、これまで民事訴訟の迅速化や法曹人口拡大などの紛争の増大に対応する改革が進められてきたが、さらなる紛争の増加に備えて、全体の解決スピードを上げるために、ADRを拡充する必要があること、また、日本の文化的背景から、対立的な訴訟よりも話し合いによる解決が好んで用いられることなどは、研修員からミャンマーにおいても大いに参考になるとの意見が出された。

我が国の現状において、予想に反して法的紛争が爆発的に増加しているわけではなく、ADRの利用実績も伸び悩んでいるものの、今後も医療紛争や知財紛争、国際商事紛争などの専門的知識を必要とする分野はADRと裁判所が連携するのが効果的であるという一種の役割分担もミャンマーにおいて大いに参考になるものといえるであろう。



【日本の司法制度改革に関する講義で研修員が質問している様子】

(3) 日本における調停・ADRに関する講義

日本における民事調停の実施状況につき、元裁判官で弁護士でもある、大阪大学大学院高等司法研究科吉野孝義教授にご講義をいただいた。

講義では、訴訟手続と比較して、調停手続では、証拠の制限が緩いなど手續が訴訟ほど厳格でないため迅速な紛争解決が期待でき、費用も低廉で、解決方法も柔軟で多様な選択肢を採用できることから、当事者の満足度が高いこと、そのため当事者に感情のしこりを残さない真の紛争解決が期待できることなど調停のメリットがある一方で、調停人（調停委員）によっては当事者間の合意に至らず、紛争解決に

は至らないことなど、調停制度の基本的な事項の説明が序盤でなされた。

その後、評価型調停や対話促進型調停など、調停のあり方にも複数の選択肢があり得ることや、調停における当事者からの聴取方法にも様々な技法があること、調停手続を進める際の留意点など、まさに調停制度を運用する裁判官にとって、非常に実践的な内容の講義であった。

研修員からは、後に記載する模擬調停演習の効果と相まって、ミャンマーにおける調停制度の運用での方針や注意点など示唆に富む内容が多かったとの感想が複数寄せられた。

また、主に裁判所外のADRの実施状況について、大阪大学大学院法学研究科仁木恒夫教授からご講義をいただいた。

仁木教授からは、日本の司法型・行政型・民間型ADRの分類に従ってそれぞれの特徴や発展状況、実情を事例や統計資料を基にご説明いただいた。

特に、各分類のADR具体例は、ミャンマーでも起きうるような建築請負代金の未払紛争や、建築物の瑕疵修補請求などの身近な事件であったため、研修員からは、母国で同じような紛争が起きた場合、どのような解決方法が考えられるかを検討するよい機会となったという感想があった。

さらに、民間ADRの具体例として、元裁判官であり公益財団法人交通事故紛争処理センターの顧問を務めておられる松山恒昭弁護士（第一法律事務所）から、同センターの事業内容や運営するADR手続についてご講義をいただいた。

交通事故紛争処理センターは、保険会社等からの出資によって設立された公益財団法人であり、自動車事故に関する法律相談や和解あっせん・審査を行っている。

同センターは、交通事故紛争に関するADR機関として老舗であり、ミャンマーでも頻発している交通人身事故を専門に扱っているため、研修員にとっても興味深い内容であったようで、今後ミャンマーにおいても保険制度の拡充が必要になるとともに、交通事故紛争を集中的に扱う機関が必要になることは間違いないという意見があった。

また、和解と当事者の心理について、早稲田大学大学院法務研究科菅原郁夫教授からご講義をいただいた。

この講義は、訴訟や調停などの話し合いの場面において、当事者はどのような心理を有しており、裁判官や調停人はどのような態度・技法で臨むべきかなどを内容としたものであり、裁判官や法務官、国会議員である研修員たちは、調停の経験はなくとも、他人同士の紛争を仲裁したことのある人生経験が豊富であるためか、紛争に置かれた人がどのような心理を抱き、どのように接すべきか体系的に学問として捉えることに大きな関心を抱いていた。

(4) 家庭裁判所での訪問・見学

研修員一行は、本研修中、大阪家庭裁判所を訪問した。

大阪家裁では、家事調停の現状や家事調停の進め方、裁判官、調停委員、裁判所

書記官、家庭裁判所調査官等の各役割や執務状況などについて丁寧に説明いただいたほか、受付窓口から執務室、調停室などの設備を見学させていただいた。

その後、研修員たちは、裁判所内の構造そのものが、対立当事者同士がなるべく顔を合わせにくい形になっていることや、調停室のテーブルがラウンド型であったり、絵画や観葉植物など雰囲気を和らげる調度品が置かれていたりなど、細かい配慮がなされていることに高い関心を示しており、研修員からは日本人らしい細やかな気配りを感じたという意見があった。

(5) ミャンマーにおける民事調停のあり方に関する討議・模擬調停演習

研修の終盤において、吉野孝義教授と、吉野教授とモンゴルにおいて長年法整備支援に携わり調停制度の導入に貢献された岡英男弁護士（大正法律事務所）のモダレートの下で、模擬調停演習と研修の総括を兼ねた討議を実施した。

模擬調停演習では、夫婦間の離婚調停、知人間の損害賠償紛争調停の2つの事例を題材に、各事例につき、調停人役1名、両当事者役2名をそれぞれ研修員から選出して行った。

いずれの事案についても、調停人役は研修で学んだことを活かし、両当事者から平等に話をよく聞くこと、当事者同士の紛争解決を手助けすることなどを実践し、ミャンマーにおいて調停制度の導入が成功する予感を感じさせるものであった。

それでも、討議においては、調停制度の運用について、信頼ある調停人にどのような人物を選定し、どのような立場とするかなど、制度設計において検討すべき点が数多く残されており、新たな法制度の導入にはまだまだ多くの課題があることも明らかになった。

それでも、課題の解決を考えながら、とりあえず実行してみようという意見が大半であり、連邦最高裁判所としても、今年か来年あたりには民事調停のパイロットの運用を行う方向とのことである。



【模擬離婚調停を教室の中央で行っている様子】

第3 終わりに

本研修を通じて、ミャンマーにおいては、今後の経済発展や海外投資の増加による国

際法務事案の増加・訴訟案件の増加を予見し、それに対応する効果的な方策を広く検討していること、また、訴訟とは異なる様々な紛争解決制度を検討していることがよくわかつた。

本研修は、そのようなミャンマーが法的紛争を効率的に解決しようとしていることに對し、21世紀初頭に日本が経験した司法制度改革や、国際化の知見を提供することができ、充実した内容の研修を円滑に進めることができたが、これも関係者の皆様の御協力及び御尽力のおかげであることは言うまでもない。

改めて、本研修において講義を担当してくださった各講師の皆様、訪問を受け入れていただいた大阪家庭裁判所の皆様に心より御礼申し上げたい。

今後も、JICAプロジェクトとともに、ミャンマーの法・司法制度の充実に協力していく所存である。



【修了式後の記念撮影】

ミャンマー法整備支援プロジェクト第13回本邦研修 研修員

1	ラル ミン タン Mr. Lal Min Thang Member of the Bill Committee, Amyotha Hluttaw 連邦議会ミャンマー民族代表院（上院）議員（法案委員会委員）
2	エー チュー Dr. Aye Kyu Member of Judicial and Legal Affairs Committee, Pyithu Hluttaw 連邦議会ミャンマー人民代表院（下院）議員（司法・法律問題委員会委員）
3	ソー ケッ ケッ Ms. Soe Khet Khet Head of Yangon Region Judicial Office, High Court of Yangon Region, Supreme Court of the Union ヤンゴン高等裁判所 事務局長
4	ニン ティダー Ms. Hnin Thidar Director, Civil Justice Department, Office of the Union Judiciary Supervision, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 裁判監督局 民事部 部長
5	ズイン ズイン マー Ms. Zin Zin Mar Deputy Director, Lawyer Affairs and Inspection Department, Office of the Union Judiciary Supervision, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 裁判監督局 弁護士・監査部 副部長
6	サンダー Ms. Sandar Deputy Director, Budget and Logistic Department, Office of the Union Supreme Court, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 事務局 業務予算部 副部長
7	ピョー テッ ゾー Mr. Phyo Thet Zaw Assistant Director, Information Technology and Public Relations Department, Office of the Union Supreme Court, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 事務局 情報技術・広報部 部長補佐
8	オン イー ミイン Ms. Ohn Yee Myint Assistant Director, International Relation and Research Department, Office of the Union Supreme Court, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 事務局 國際關係・研究部 部長補佐
9	イン ティダ サン Ms. Yin Thida Sann Assistant Director, Law and Procedure Department, Office of the Union Judiciary Supervision, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 裁判監督局 法案起草部 部長補佐
10	テー テー ルイン Ms. Htay Htay Lwin Director, Pretrial Legal Advice Division, Prosecution Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 檢察局 公判前司法助言部 部長
11	キン メイ ウイン Ms. Khin May Win Director, Rules, Regulations, Orders, and Directives Vetting and Advising Division, Legislative Vetting and Advising Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査局 規則・命令・手続審査部 部長
12	アウン チョー ウー ¹ Mr. Aung Kyaw Oo Deputy Director, Head of Office, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 事務局本部 副部長
13	ケー ティー エー Ms. Kay Thi Aye Deputy Director, Commercial Contract Division, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法的助言局 商業契約部 副部長
14	レイ ワター Ms. Ray Wathar Deputy Director, Commercial Contract Division, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法的助言局 商業契約部 副部長
15	ウィン トゥッ Mr. Win Htut Assistant Director, General Legal Advice Division, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法的助言局 法的助言部 部長補佐
16	ハン ティ テイン ウー Ms. Han Thi Thein Oo Staff Officer, International Law and ASEAN Affairs division, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法的助言局 國際法・ASEAN法務部 部付

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 岩井 具之(IWAI, Tomoyuki)

国際協力専門官 / Staff Officer 村里 しおり(MURASATO Shiori)

第13回ミャンマー本邦研修日程表

[担当教官: 岩井具之 事務担当: 村里しおり]

平成30年7月1日(日)~7月14日(土)

月日	曜	午前	昼休み	午後			備考
7/1	日	入国 TIC					
7/2	月	10:00 JICAオリエンテーション TIC	12:00 昼食・移動	14:00 ICDオリエンテーション 赤れんが共用会議室	15:00 講義・意見交換 日本の司法制度とADRの役割 岩井教官	15:30 赤れんが共用会議室	17:00
7/3	火	10:00 訪問・講義 リース契約 TMI総合法律事務所 白石和泰弁護士	12:00 昼食	13:00 訪問・講義 ジョイントベンチャー TMI総合法律事務所 白石和泰弁護士	15:10 訪問・講義 プロジェクトファイナンス TMI総合法律事務所 菊池よみ弁護士	15:30 17:20	
7/4	水	9:55 講義 日本の司法制度改革とADR促進 慶應義塾大学大学院法務研究科 特別招請教授 大谷剛彦氏(元最高裁判所判事)	12:10 意見交換会 写真撮影	12:15~13:40 法曹会館	14:00 講義 國際仲裁 瓜生・糸賀法律事務所 早川吉尚弁護士	17:15 赤れんが共用会議室	
7/5	木	9:55 講義 ODA概要とJICAによる対ミャンマー支援 石毛杏奈氏(JICA東南アジア大洋州部職員)	12:10 昼食・移動	赤れんが共用会議室	14:00 訪問・講義 國際準拠法、仲裁合意 西村あさひ法律事務所 湯川雄介弁護士	17:20 西村あさひ法律事務所	
7/6	金	10:00 訪問・講義 國際契約の基礎(売買契約、代理店契約、ローン契約) 西村あさひ法律事務所 鈴木健文弁護士	12:30 昼食	西村あさひ法律事務所	14:00 訪問・講義 M&Aトランズアクションの基礎 西村あさひ法律事務所 今泉勇弁護士	17:00 西村あさひ法律事務所	
7/7	土						
7/8	日						
7/9	月	10:00 講義 和解と当事者の心理 早稲田大学法科大学院 菅原郁夫教授	12:00 昼食	赤れんが共用会議室	13:30 講義 國際裁判外紛争解決について 法務省訟務局國際裁判支援対策室 高良美紀子局付	16:00 赤れんが共用会議室	移動 (東京⇒大阪)
7/10	火	10:00 講義 日本における民事調停の実施状況 大阪大学大学院高等司法研究科 吉野孝義弁護士(元裁判官)	12:30 昼食	中之島国際会議室	14:00 講義 日本におけるADRの状況 大阪大学大学院法学研究科 仁木恒夫教授	17:20 中之島国際会議室	
7/11	水	10:00 講義 交通事故紛争処理センターについて 第一法律事務所 松山恒昭弁護士(交通事故紛争処理センター顧問、元裁判官)	12:30 昼食・移動	中之島国際会議室	14:30 訪問 大阪家庭裁判所(家事調停について)	17:00 大阪家裁	
7/12	木	9:30 討議 ミャンマーにおける民事調停のあり方について メイン:岡英男弁護士(大正法律事務所 弁護士) サブ:吉野孝義(大阪大学大学院高等司法研究科 弁護士)	12:00 昼食	中之島国際会議室	13:30 討議 ミャンマーにおける民事調停のあり方について メイン:吉野孝義(大阪大学大学院高等司法研究科 弁護士) サブ:岡英男弁護士(大正法律事務所 弁護士)	17:00 中之島国際会議室	
7/13	金	9:30 総括討議・意見交換・評価会 中之島国際会議室	昼食		評価会・研修員帰国準備		
7/14	土	帰国					